令和４年１２月９日　総務文教委員会

総務部総務課

議 案 説 明 資 料

１　議案第５７号　田川市個人情報保護法施行条例の制定について　・・・Ｐ１

２　議案第５８号　田川市職員の定年等に関する条例等の一部改正について　・・・Ｐ７

議案第５７号　田川市個人情報保護法施行条例の制定について

１　制定理由等

⑴　制定に至る背景

デジタル社会の形成を円滑に推進するためには、国と地方公共団体において、個人情報保護制度の仕組み等が異なっていることが支障となるため、同制度の根拠を一つの法律に統合することとなり､「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和３年５月１９日に公布された。

同法律は、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、関係法律に係る所要の整備を行うものであり、その一つとして、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）の一部改正が行われた。

この法改正により、地方公共団体に係る個人情報の保護に関する規定は、令和５年４月１日から、個人情報保護法により施行されることとなった。

※ 個人情報保護制度の仕組みの変化（イメージ）は次のとおり

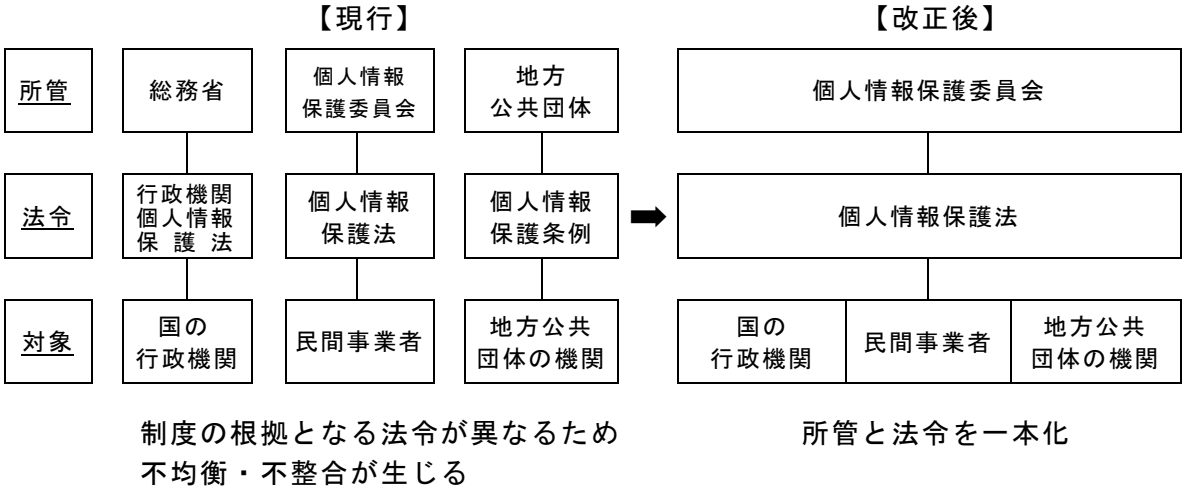

⑵　条例の制定理由

改正後の個人情報保護法には、これまで各自治体の条例で定めていた事項が規定されており、令和５年４月１日以降は、同法の規定により各自治体の個人情報保護制度が施行されることとなるが、いわゆる自己情報の開示請求が行われた際の開示決定等の期限などについては、各自治体の条例で規定することが認められている。

本市においては、田川市個人情報保護条例（平成１４年条例第１０号）により施行してきた本市の個人情報保護制度について、今後も、これまでと同様の制度を実施で

きるよう、今回、新たに田川市個人情報保護法施行条例を制定するとともに、従来の田川市個人情報保護条例を廃止しようとするものである。

２　制定条例の内容

本市の個人情報保護制度について、これまで同様の制度を実施できるよう新たな条例案に規定する主な内容は、次のとおりである。

⑴　自己情報の開示請求に対する開示決定等の期限

開示請求から開示等決定までの期間について、改正法では３０日以内（最大６０日まで延長可）としているが、従来の本市条例では当該期間を１４日以内（最大３０日まで延長可）としている。

改正後の個人情報保護法が施行される令和５年４月１日以降においても、同法に規定する期間内であれば、開示決定等に係る期間を別途、条例で規定することが可能とされており、本市条例案においては、従来どおりの期間を規定している。（条例第６条）

⑵　自己情報の開示請求等に係る費用負担

開示請求等に係る手数料は、自治体の条例で定める（無料とすることを含む）こととされており、本市では、新たな条例案においても、従来どおり手数料を無料とし、写しの交付（コピー）等に係る実費のみを徴収することとしている。（条例第５条）

⑶　運用状況の公表

個人情報保護法では、同法の施行状況について、国の個人情報保護委員会が地方公共団体からの報告を取りまとめ、毎年度、その概要を公表するものとされている。

本市では、従来から、条例の運用状況を市長が公表することとしており、新たな条例案においても、これまでと同様に市長が運用状況の公表を行うことを規定している。（条例第８条）

３　制定による影響及び効果

改正後の個人情報保護法が施行される令和５年４月１日以降においても、本市では、これまでと同様の個人情報保護制度を実施することができる。

４　田川市個人情報保護法施行条例（案）

Ｐ３～Ｐ６のとおり

田川市個人情報保護法施行条例（案）

（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例で使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第３条　実施機関（市長、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、法第７４条第１項各号に掲げる事項を市長に通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　実施機関は、前項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたときは、遅滞なく、市長にその旨を通知しなければならない。

３　実施機関は、法第６９条第２項の規定により、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供するときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

４　市長は、前項の規定による通知があったときは、規則で定めるところによりその旨を公表するものとする。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第４条　実施機関は、法第７５条第２項の規定にかかわらず、法第７４条第２項第１号から第１０号までに掲げる個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、法第７５条第４項の規定により読み替えられた同条第１項の規定により公表する個人情報ファイル簿とともに公表しなければならない。

２　法第７５条第３項の規定は、前項の規定により作成し、公表する個人情報ファイル簿について準用する。

（費用負担）

第５条　法第８９条第２項の規定により条例で定める手数料は、無料とする。ただし、法第８７条第１項の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、規則で定めると

ころにより、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

（開示決定等の期限）

第６条　開示決定等は、開示請求があった日から１４日以内にしなければならない。ただし、法第７７条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第７条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から３０日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

⑴　この条の規定を適用する旨及びその理由

⑵　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（施行の状況の公表）

第８条　市長は、法第１６５条の規定により個人情報保護委員会に報告した事項及びこの条例の施行の状況について、毎年度公表するものとする。

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）附則第１条第７号に掲げる規定（同法第５１条の規定に係る部分に限る。）の施行の日から施行する。

（旧条例の廃止）

第２条　田川市個人情報保護条例（平成１４年条例第１０号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第３条　次に掲げる者に係る旧条例第３条第２項、第３２条第２項又は第３３条第３項の規定による職務上若しくはその処理業務に関して知り得た旧条例第２条第２号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を漏らしてはならない義務又はその業務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

⑴　この条例の施行の際現に旧条例第２条第１号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

⑵　この条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報に係る業務の処理に従事していた者

⑶　この条例の施行前において指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事していた者

２　この条例の施行の日前に旧条例第１３条から第１６条の２までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用中止並びに特定個人情報の利用中止については、なお従前の例による。

３　第１項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された情報又は指定管理者が管理していた文書（公の施設の管理業務に関するものであって、図画、写真、フィルム及び電磁的記録を含む。次項において同じ。）であって、一定の事務目的達成のために電子計算機を用いて特定の個人情報を検索できるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

４　第１項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた情報又は指定管理者が管理していた文書に記録されている旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

５　附則第２条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰につ

いては、その失効後も、なお従前の例による。

（田川市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

第４条　田川市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成１４年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び個人情報保護制度」を削り、「図る」を「図り、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）及び田川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第　　号。以下「議会個人情報保護条例」という。）に係る審査請求について審査し、並びに田川市議会における個人情報の適正な取扱いを確保する」に改める。

第２条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第１号中「及び田川市個人情報保護条例（平成１４年条例第１０号。以下「個人情報保護条例」という。）第２８条第３項」を削り、「により、審査請求について、」を「による」に改め、「及び個人情報保護条例第２条第１号」を削り、「以下」の次に「第５号において」を、「同じ。）」の次に「から」を加え、同条第２号を次のように改める。

⑵　法第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定による実施機関（田川市個人情報保護法施行条例（令和４年条例第　　号）第３条第１項に規定する実施機関をいう。）からの諮問に応じて審査し、及び答申すること。

第２条第３号中「前２号」を「前各号」に改め、「及び個人情報保護制度」を削り、同号を同条第５号とし、同号の前に次の２号を加える。

⑶　議会個人情報保護条例第４５条第１項の規定による議長からの諮問に応じて審査し、及び答申すること。

⑷　議会個人情報保護条例第５０条の規定による議長からの諮問に対し、意見を述べること。

第４条第３項中「又は」の次に「会長が」を加える。

第６条中「関係実施機関」の次に「(同条第１項に規定する実施機関又は同条第２項に規定する実施機関をいう。)」を、「職員」の次に「、議会の事務局の職員」を加える。

（田川市電子計算組織の管理運営に関する条例の一部改正）

第５条　田川市電子計算組織の管理運営に関する条例（昭和５６年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第８条を削り、第９条を第８条とする。

議案第５８号　田川市職員の定年等に関する条例等の一部改正について

１　改正理由

豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうとともに組織全体の活力向上を図ること等を目的とし、令和５年４月１日から地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）が施行され、職員の定年が段階的に６５歳に引き上げられること等に伴い、所要の措置を講じるもの。

２　改正の内容

⑴　定年年齢の引上げに関する規定の整備

職員の定年年齢を段階的に引き上げ、６５歳とするための規定の整備を行う。

⑵　管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）に関する規定の整備

管理監督職勤務上限年齢（６０歳）に達した管理監督職（課長補佐級以上）の職員については、６０歳以後最初の４月１日までに非管理監督職に降任する規定を設ける。また、管理監督職勤務上限年齢に達している者は、新たに管理監督職に就くことができないこととする規定を設ける。

⑶　６０歳を超える職員の給与に関する規定の整備

ア　６０歳に達した日後の最初の４月１日以後の職員の給料の月額を７割水準とする規定を設ける。

イ　退職手当について、６０歳に達した日の属する年度の３月３１日以後に退職した場合に、６０歳で定年する場合と比べ不利益にならないようにする規定を設ける。

⑷　定年前再任用短時間勤務制に関する規定の整備

６０歳に達した日以後、定年前に退職した職員を短時間の職に再任用できる規定を設ける。

⑸　暫定再任用制度に関する規定の整備

定年年齢を引き上げる間は、現行と同様に再任用できる制度を暫定的に措置するための規定を設ける。

⑹　情報提供・意思確認制度に関する規定の整備

職員に６０歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、６０歳以後の勤務の意思を確認するための規定を設ける。

３　施行日

令和５年４月１日

※　情報提供・意思確認制度に関する規定等については、公布日施行

４　改正を要する条例

⑴　田川市職員の定年等に関する条例

⑵　田川市職員の給与に関する条例

⑶　田川市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

⑷　田川市職員の福利厚生制度に関する条例

⑸　田川市職員旅費支給条例

⑹　田川市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例

⑺　田川市職員の退職手当に関する条例

⑻　田川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

⑼　田川市職員の育児休業等に関する条例

⑽　田川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

⑾　田川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

⑿　田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

⒀　田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

⒁　次の条例の廃止

ア　田川市職員の再任用に関する条例

イ　田川市病院局企業職員で医師及び歯科医師である者の定年による退職の特例に関する条例

５　参考資料

⑴　役職定年制における特例任用について（Ｐ９）

⑵　令和４年１１月８日総務文教委員会事務報告資料（Ｐ１０～Ｐ１８）

６　新旧対照表

別紙（Ｐ１９～Ｐ７７）

参考資料

□　役職定年制における特例任用について

１　役職定年制における特例任用

役職定年制における特例として、地方公務員法に規定する次の①～③のいずれかに該当する場合は、降任をすべき管理監督職の職員の異動期間を１年以内の期間で延長して、引き続き管理監督職で勤務させることができるもの。

	地方公務員法	条例	延長期間
①	職員の職務の遂行上の特別の事情がある場合 国が示す例：特別なプロジェクトの継続の必要がある場合等	・当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため（定年条例第９条第１項第３号）	役職定年を最長３年間延長
②	職員の職務の特殊性によりそのポストの欠員の補充が困難である場合 国が示す例：特殊な技能が必要な職務、へき地の勤務等	・当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、欠員の補充が困難であること。（定年条例第９条第１項第１号） ・当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、欠員の補充が困難であること。（定年条例第９条第１項第２号）	
③	特定の管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職で、これらの欠員を容易に補充することができない職員の年齢構成その他の特別の事情があるもの）に属する管理監督職の場合 国が示す例：公立学校長、児童相談所長等	・特定管理監督職群の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため（定年条例第９条第３項）	役職定年を最長５年間延長

２　条例への規定及び運用等について

役職定年制における特例任用については、国に準じて条例に規定するが、現在、本市において特例任用に該当する職員や職はなく、将来にわたり限定的な運用と考えている。

例えば、大規模災害への迅速な対応等、将来的に特例任用が必要な場合が生じる可能性もあることから、制度として条例に規定するものである。

令和４年１１月８日
総務文教委員会
事務報告資料

田川市職員の定年引上げについて

１　背景

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和３年法律第６１号）が令和３年６月１１日に公布（令和５年４月１日施行）され、国家公務員の定年が段階的に６５歳に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）を始めとする各制度が新たに設けられることとなった。

また､国家公務員の定年を基準として定年を条例で定めている地方公務員についても、同様の措置を講ずることを内容とした地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）が、令和３年６月１１日に公布（令和５年４月１日施行）された。

本市においても国と歩調を合わせ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうとともに組織全体の活力向上を図るべく、定年の引上げと６０歳以降の働き方について国に準じた整理を行うこととする。

【定年引上げに伴う新たな制度】

⑴　定年の６５歳への段階的な引き上げ

⑵　管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）

⑶　定年前再任用短時間勤務制

⑷　暫定再任用制度

【定年引上げに伴う措置】

⑴　給料７割措置

⑵　退職手当の特例措置

２　定年の引上げ及び６０歳以降の働き方のイメージ等

⑴　定年の引上げ

定年は、令和５年４月から２年に１歳ずつ段階的に引き上げられ、令和１３年４月に６５歳となる。

定年年齢 年度 生年	60歳	61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度
昭和37年度 1962.4.2生 ～1963.4.1生	60歳										
昭和38年度 1963.4.2生 ～1964.4.1生	59歳	60歳	61歳								
昭和39年度 1964.4.2生 ～1965.4.1生	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳						
昭和40年度 1965.4.2生 ～1966.4.1生	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳				
昭和41年度 1966.4.2生 ～1967.4.1生	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳		
昭和42年度 1967.4.2生 ～1968.4.1生	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

※ ■ は、定年年度

⑵　６０歳以降の働き方のイメージ

定年引上げに伴う各制度を踏まえた６０歳以降の働き方のイメージは、次のとおりとなる（６５歳が定年の場合）。

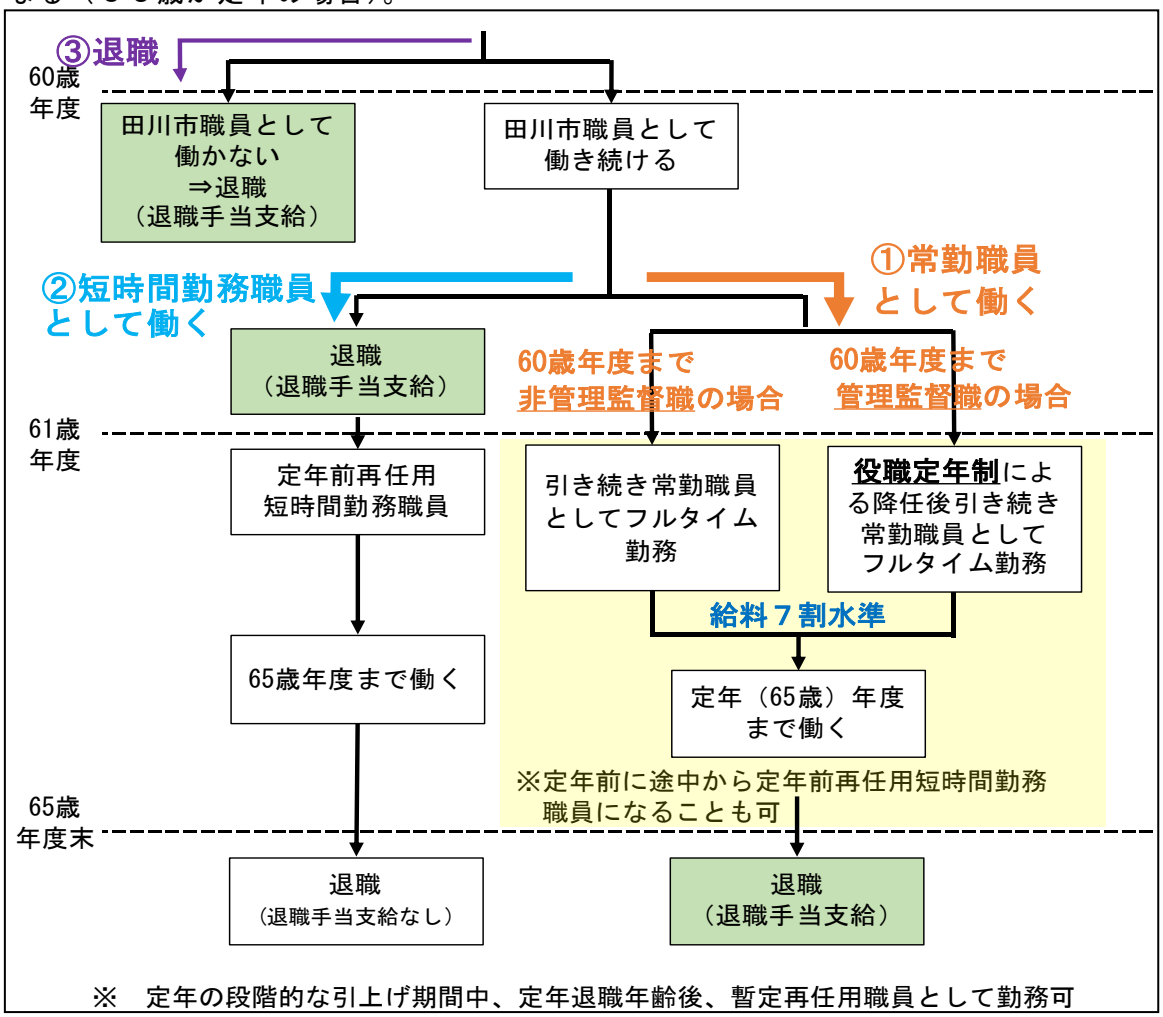

※　定年の段階的な引上げ期間中、定年退職年齢後、暫定再任用職員として勤務可

⑶　職員の生年と定年引上げスケジュール及び各制度の適用時期

職員の生年と定年引上げスケジュール及び各制度の適用時期については、次のとおりとなる。

定年退職年齢	60歳	61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
年度 / 職員の生年	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
昭和３７年度 S37.4.2～S38.4.1生	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
昭和３８年度 S38.4.2～S39.4.1生	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳				
昭和３９年度 S39.4.2～S40.4.1生	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳			
昭和４０年度 S40.4.2～S41.4.1生	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳		
昭和４１年度 S41.4.2～S42.4.1生	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	
昭和４２年度 S42.4.2～S43.4.1生	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

※１　　は、定年に達する年齢及び年度

※２　　は、

⑴　引き続き常勤職員として勤務する場合
給料月額が７割水準。また、役職定年制が適用される。

⑵　短時間勤務職員として勤務する場合
一度退職した上で、定年前再任用短時間勤務職員として勤務

※３　　は、令和４年度までは現行の再任用職員として、令和５年度以降は暫定再任用職員として勤務

３　定年の引上げに係る各制度について

⑴　特例定年

特例定年は、定年を６５歳ではなく、６６歳から７０歳の間で条例で定める年齢とすることができるものである。

特例定年の対象者は、現行の６５歳特例定年が設定されている医師、歯科医師等が対象となるため、本市においては、特例定年に該当する職員はいない。

※　市立病院においては、医師、歯科医師が該当するが、新制度下では、特例定年の設定なし

⑵　管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）

管理監督職勤務上限年齢（以下「役職定年」という。）制は、次の①及び②を行う制度である。

①　管理監督職にある者は、６０歳以後最初の４月１日までの期間（異動期間）に、管理監督職以外の職へ降任する。

②　役職定年に達している者は、新たに管理監督職に就くことができない。

本市の運用は、次のとおりである。

ア　管理監督職の範囲

給料の特別調整額（管理職手当）を支給されている５級（課長補佐級）以上の職

イ　役職定年の年齢

６０歳

ウ　管理監督職からの降任を行う時期（異動日）

役職定年に達した日後の最初の４月１日

エ　管理監督職から降任する級及び職

当制度は、新陳代謝の促進と組織の活性化を図ることを目的の一つとしていることから、管理監督職から降任する級は４級（係長級）とし、スタッフ職（指揮命令系統には属さず、経験を活かして特定の業務を担当する職）として登用。

また、併せて役職定年制の対象とならない非管理監督職についても当制度の趣旨を踏まえ、異動日以降スタッフ職として登用

【役職定年制のイメージ図】

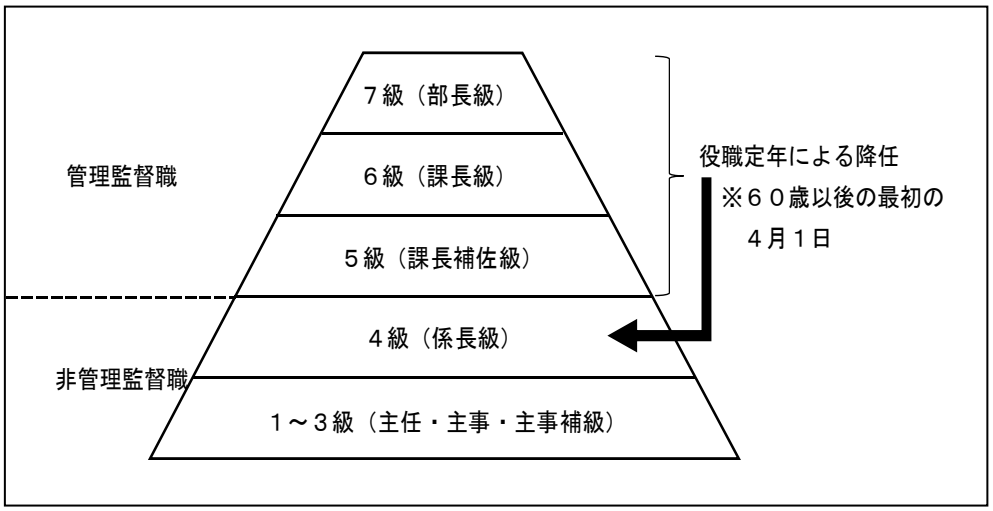

⑶　６０歳に達した職員の給料（基本給）

６０歳に達した職員の給料は、当分の間、６０歳に達した日後の最初の４月１日（特定日）以後、７割水準となる。

○　給料月額の７割措置

６０歳超職員の給料月額＝（給料表の職務の級・号に応じた）給料月額の７０％

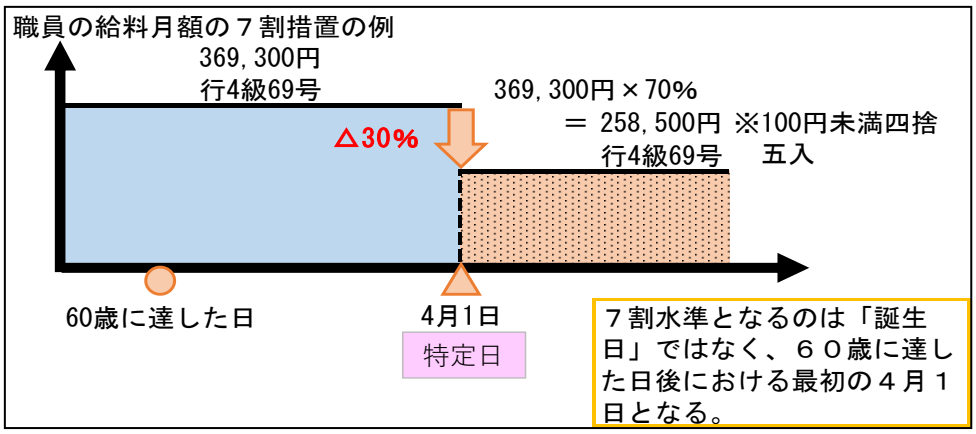

⑷　６０歳に達した職員の諸手当

６０歳に達した日後の最初の４月１日以後の諸手当は、現行の手当額・率で支給される。

⑸　６０歳に達した職員の退職手当

６０歳に達した職員の退職手当については、次の特例が措置される。

ア　退職手当の基本額の計算方法の特例（ピーク時特例）

６０歳に達して給料月額が７割水準になった場合も、役職定年による降任等により給料月額が減額される場合も、基本的には６０歳で定年する場合に比べ不利益にならないよう算定される。

【退職手当の基本額】

＝{特定減額前給料月額（Ａ）　×　減額日前日までの勤務期間に応じた支給率（ロ）×　調整率}　＋　{退職日給料月額（Ｂ）　×　（退職日までの勤続期間に応じた支給率（イ）－　減額日前日までの勤務期間に応じた支給率（ロ））　×　調整率}

※　特定減額前給料月額（Ａ）：特定日（職員が６０歳に達した日後の最初の４月１日）前の最も高かった給料月額

※　退職日給料月額（Ｂ）：退職日の給料月額（７割水準の給料月額）＋管理監督職勤務上限年齢調整額の合計額

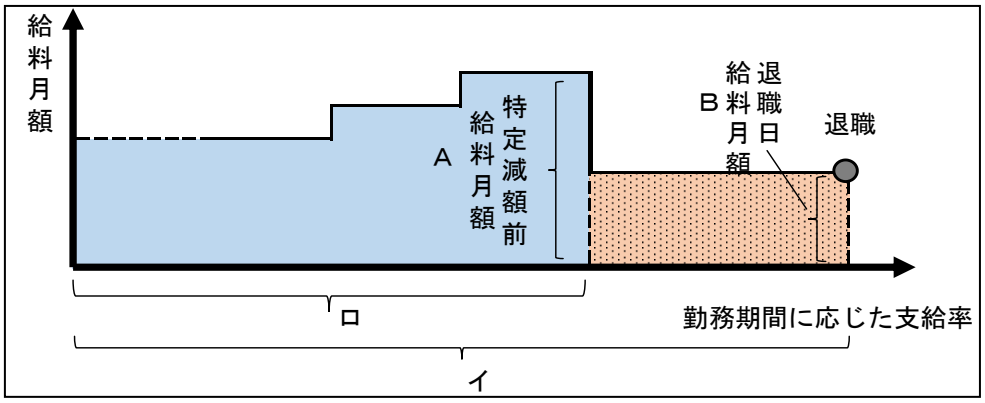

イ　６０歳に達した日以後退職する職員の退職手当の支給率の設定

６０歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の支給率については、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定される。

⑹　定年前再任用短時間勤務制

定年前再任用短時間勤務制は、６０歳に達した日（６０歳の誕生日の前日）以後、定年前に退職した者を、短時間勤務の職に採用することができる制度である。現行の再任用短時間勤務と仕組みは、概ね同様である。

本市の運用は、次のとおりである。

ア　対象者、採用日等

項目		内容
対象者		６０歳に達した日以後、定年前の３月末に退職し引き続き勤務する者
採用日		退職日の翌日の４月１日
格付け及び職	行政職給料表適用者	３級（主任級）又は退職時の級のいずれか低い級
	労務職給料表適用者	４級（主任級）又は退職時の級のいずれか低い級
任期		定年前再任用の日から定年退職相当日（常勤職員の定年退職日）までの間
勤務形態	勤務時間	１日７時間４５分
	週休日	土日を含む３日

イ　休暇

種類	備考
年次有給休暇	勤務時間に応じた日数を付与 20日×0.8（週4/5日）＝16日
病気休暇	常勤職員と同様
特別休暇	夏季休暇は、年次有給休暇と同様の考え方により4日。その他の特別休暇は、常勤職員と同様
介護休暇	常勤職員と同様
介護時間	常勤職員と同様

ウ　給料

【行政職給料表適用者の場合】

再任用職員３級（主任級）の給料月額 255,200 円　×　３１時間（１週間当たりの勤務時間）／３８時間４５分（フルタイム勤務職員の１週間当たりの勤務時間）＝　204,160 円（１円未満の端数は切捨て）

エ　諸手当

【支給される手当の例】

手当の種類		支給の有無	手当の種類		支給の有無
1	地域手当	○	10	単身赴任手当	×
2	時間外勤務手当	○	11	特殊勤務手当	○
3	夜間勤務手当	○	12	宿日直手当	○
4	休日勤務手当	○	13	災害派遣手当	○
5	期末手当	○	14	武力攻撃災害等派遣手当	○
6	勤勉手当	○	15	新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当	○
7	扶養手当	×	16	給料の特別調整額（管理職手当）	×
8	住居手当	×	17	管理職員特別勤務手当	×
9	通勤手当	○			

⑺　暫定再任用制度

暫定再任用制度は、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、６５歳まで再任用できるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みを措置する制度である。

例　６３歳が定年退職の場合（昭和４０年度生まれの職員）の定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の期間

職員の生年＼年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
昭和４０年度 S40.4.2～S41.4.1生	56歳	57歳	58歳	59歳	**60歳**	61歳	62歳	**63歳**	64歳	65歳

※１　は、定年に達する年齢及び年度

※２　は、定年前再任用短時間勤務職員の期間

※３　は、暫定再任用職員の期間

ア　対象者、採用日等

項目		内容
対象者		次に掲げる６５歳未満のもののうち、いずれかに該当する者（退職日は３月末） ・定年退職した者 ・定年前再任用短時間勤務職員として採用された後、任期満了で退職した者
採用日		退職日の翌日の４月１日
格付け及び職	行政職給料表適用者	３級（主任級）又は退職時の級のいずれか低い級
	労務職給料表適用者	４級（主任級）又は退職時の級のいずれか低い級
任期		１年を超えない範囲内
勤務形態	勤務時間	１日７時間４５分
	週休日	土日を含む３日

※　令和５年３月３１日までに４級（係長級）以上の職に再任用された職員については、必要があると認められる場合は、引き続き同じ格付け及び職に更新が可能。当該職員については、フルタイム勤務

イ　休暇、給料及び諸手当

定年前再任用短時間勤務職員と同様

※１　フルタイム勤務の職員については、年次有給休暇、夏季休暇及び給料の勤務時間による除算はなし。

※２　フルタイム勤務職員のうち、５級（課長補佐級）以上の職員については、管理職手当等の支給あり。

⑻　情報提供・意思確認制度

職員が６０歳に達する年度の前年度に、６０歳に達する日以後に適用される任用、給与、退職手当の制度に係る次の情報を提供するとともに、６０歳の以後の勤務の意思（又は退職の意思）等を確認する。

情報提供（項目）	勤務の意思の確認（項目）
①　役職定年制	①　常勤職員として勤務する意思
②　定年前再任用短時間勤務制	②　60歳等に達する日以後の退職の意思
③　給料月額の７割措置	③　定年前再任用での勤務の意向
④　退職手当の特例措置	④　その他任命権者が必要と認める事項
⑤　その他任命権者が必要と認める情報	

４　改正条例

⑴　田川市職員の定年等に関する条例（昭和５８年条例第１３号）

⑵　田川市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２７号）

⑶　田川市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和２６年条例第６７号）

⑷　田川市職員の福利厚生制度に関する条例（昭和４４年条例第１１号）

⑸　田川市職員旅費支給条例（昭和４４年条例第１８号）

⑹　田川市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関　する条例（昭和５２年条例第１４号）

⑺　田川市職員の退職手当に関する条例（昭和５８年条例第１４号）

⑻　田川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成１６年条例第２号）

⑼　田川市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第４号）

⑽　田川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号）

⑾　田川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１８年条例第１０号）

⑿　田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年条例第２４号）

⒀　田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２２年条例第２３号）

⒁　次の条例の廃止

ア　田川市職員の再任用に関する条例（平成１３年条例第４号）

イ　田川市病院局企業職員で医師及び歯科医師である者の定年による退職の特例に関する条例（平成２４年条例第１号）

○田川市職員の定年等に関する条例（昭和５８年条例第１３号）新旧対照表（第１条関係）

新（改正案）	旧（現行）
目次 第１章　総則（第１条） 第２章　定年制度（第２条―第５条） 第３章　管理監督職勤務上限年齢制（第６条―第１１条） 第４章　定年前再任用短時間勤務制（第１２条・第１３条） 第５章　雑則（第１４条） 附則	
第１章　総則	
	（趣旨）
第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２２条の４第１項及び第２項、第２２条の５第１項、第２８条の２、第２８条の５、第２８条の６第１項から第３項まで並びに第２８条の７の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。	第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の２第１項から第３項までの規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。
第２章　定年制度	
（定年による退職）	（定年による退職）
第２条　職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の３月３１日（以下「定年退職日」という。）に退職する。	第２条　職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の３月３１日に退職する。

新（改正案）	旧（現行）
（定年） 第３条　職員の定年は、年齢６５年とする。 （定年による退職の特例） 第４条　任命権者は、定年に達した職員が第２条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して１年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第９条第１項から第４項までの規定により異動期間（同条第１項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第１項又は第２項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第６条に規定する職をいう。以下この条及び第３章において同じ。）を占めている職員については、第９条第１項又は第２項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して３年を超えることができない。	（定年） 第３条　職員の定年は、年齢６０年とする。ただし、医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢６５年とする。

新（改正案）	旧（現行）
⑴　当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。 ⑵　当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。 ⑶　当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。 ２　任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して１年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して３年を超えることができない。 ３　任命権者は、第１項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。	

新（改正案）	旧（現行）
４　任命権者は、第１項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第２項の規定により期限が延長された職員について、第１項の期限又は第２項の規定により延長された期限が到来する前に第１項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。 ５　前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。 （定年に関する施策の調査等） 第５条　（略） 第３章　管理監督職勤務上限年齢制 （管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職） 第６条　法第２８条の２第１項に規定する条例で定める職は、田川市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２７号）第９条の２第１項及び田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２２年条例第２３号）第４条第１項に規定する職（医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。 （管理監督職勤務上限年齢） 第７条　法第２８条の２第１項に規定する管理監督職勤務上限年齢	（定年に関する施策の調査等） 第４条　（略）

新（改正案）	旧（現行）
は、年齢６０年とする。 （他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準） 第８条　任命権者は、法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第１３条、第１５条、第２３条の３、第２７条第１項及び第５６条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。 ⑴　当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第１０条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第１５条の２第１項第５号に規定する標準職務遂行能力（次条第３項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。 ⑵　人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。 ⑶　当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めてい	

新（改正案）	旧（現行）
た管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第１号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。 （管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例） 第９条　任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の４月１日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第３項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。	

新（改正案）	旧（現行）
⑴　当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。 ⑵　当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。 ⑶　当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。 ２　任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第４項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して３年を超えることができない。	

新（改正案）	旧（現行）
３　任命権者は、第１項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。 ４　任命権者は、第１項若しくは第２項の規定により異動期間（これら	

新（改正案）	旧（現行）
の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第２項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前３項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。 （異動期間の延長等に係る職員の同意） 第１０条　任命権者は、前条第１項から第４項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第３項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。 （異動期間の延長事由が消滅した場合の措置） 第１１条　任命権者は、第９条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。 第４章　定年前再任用短時間勤務制	

新（改正案）	旧（現行）
（定年前再任用短時間勤務職員の任用） 第１２条　任命権者は、年齢６０年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢６０年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢６０年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。 第１３条　任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める一部事務組合の年齢６０年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。	

<table>
<tr><th>新（改正案）</th><th>旧（現行）</th></tr>
<tr><td>２　前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。
第５章　雑則
第１４条　この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則
（施行期日）
１　（略）

（定年に関する経過措置）
２　令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間における田川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年条例第●号。次項において「令和４年改正条例」という。）による改正前の第３条ただし書に規定する職員であって、第３条の規定を適用する職員以外の職員に対する第３条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「６５年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td>令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで</td><td>６１年</td></tr>
<tr><td>令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで</td><td>６２年</td></tr>
<tr><td>令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで</td><td>６３年</td></tr>
</table></td><td>附　則

この条例は、昭和６０年３月３１日から施行する。ただし、第４条の規定は、公布の日から施行する。</td></tr>
</table>

新（改正案）	旧（現行）
令和１１年４月１日から令和１３年３月３１日まで　｜　６４年 （情報の提供及び勤務の意思の確認） ３　任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに令和４年改正条例による改正前の第３条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢６０年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢６０年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確	

新（改正案）	旧（現行）
認するよう努めるものとする。	

○田川市職員の給与に関する条例（平成２６年条例第２７号）新旧対照表（第２条関係）

新（改正案）	旧（現行）
（適用範囲） 第１条の２　この条例において「職員」とは、田川市職員定数条例（昭和２４年条例第３４号）に規定する職員並びに法第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項若しくは第２項の規定により採用された職員で同法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）、田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年条例第２４号。以下「任期付条例」という。）第４条に規定する短時間勤務職員及び法第２２条の３第４項の規定により常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において臨時の職に関するときに臨時的に任用される職員をいう。ただし、田川市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和５２年条例第１４号）及び田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２２年条例第２３号）の適用を受ける職員を除く。	（適用範囲） 第１条の２　この条例において「職員」とは、田川市職員定数条例（昭和２４年条例第３４号）に規定する職員並びに法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年条例第２４号。以下「任期付条例」という。）第４条に規定する短時間勤務職員及び法第２２条の３第４項の規定により常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において臨時の職に関するときに臨時的に任用される職員をいう。ただし、田川市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和５２年条例第１４号）及び田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２２年条例第２３号）の適用を受ける職員を除く。
（級の格付、初任給及び昇給等の基準） 第５条　（略） ２及び３　（略） ４　職員の昇給は、規則で定める非に、同日前１年間における当該職員	（級の格付、初任給及び昇給等の基準） 第５条　（略） ２及び３　（略） ４　職員の昇給は、規則で定める非に、同日前１年間におけるその者の

新（改正案）	旧（現行）
の勤務成績に応じて、行うものとする。	勤務成績に応じて、行うものとする。
５　（略）	５　（略）
６　５５歳を超える職員の第４項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。	６　５５歳を超える職員の第４項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。
７から９まで　（略）	７から９まで　（略）
（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）	（再任用職員の給料月額）
第５条の２　定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、田川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号。以下「勤務時間条例」という。）第３条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。	第５条の２　法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
	２　再任用短時間勤務職員の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、田川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号。以下「勤務時間条例」という。）第３条

新（改正案）	旧（現行）
	第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
（給料の特別調整額）	（給料の特別調整額）
第９条の２　管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で定める職にある職員に対して給料の特別調整額を支給する。	第９条の２　管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職員に対して給料の特別調整額を支給する。
２から４まで　（略）	２から４まで　（略）
第１１条　新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、当該職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。	第１１条　新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。
⑴及び⑵　（略）	⑴及び⑵　（略）
２　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては当該者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合において当該職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれ当該職員が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養	２　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合において その職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親

新（改正案）	旧（現行）
親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。	族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
３　（略）	３　（略）
（通勤手当）	（通勤手当）
第１１条の４　（略）	第１１条の４　（略）
２　（略）	２　（略）
⑴　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１か月当たりの運賃等相当額」という。）が５５，０００円を超えるときは、支給単位期間につき、５５，０００円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１か月当たりの運	⑴　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１か月当たりの運賃等相当額」という。）が５５，０００円を超えるときは、支給単位期間につき、５５，０００円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１か月当たりの運賃等相

新（改正案）	旧（現行）
賃等相当額の合計額が５５，０００円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） ⑵　前項第２号に掲げる職員　規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ⑶　前項第３号に掲げる職員　運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が５５，０００円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額 ３から６まで　（略） （時間外勤務手当） 第１３条　（略） ２　定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応	当額の合計額が５５，０００円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） ⑵　前項第２号に掲げる職員　規則で定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ⑶　前項第３号に掲げる職員　運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が５５，０００円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額 ３から６まで　（略） （時間外勤務手当） 第１３条　（略） ２　再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそ

新（改正案）	旧（現行）
じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「１００分の１００」とする。	れぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「１００分の１００」とする。
３から７まで　（略）	３から７まで　（略）
（期末手当）	（期末手当）
第１７条　（略）	第１７条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６７．５」とする。	３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６７．５」とする。
４から６まで　（略）	４から６まで　（略）
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第１７条の４　勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前６か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。	第１７条の４　勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前６か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。
２　（略）	２　（略）
⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当	⑴　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当

新（改正案）	旧（現行）
該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の９５を乗じて得た額の総額	基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の９５を乗じて得た額の総額
⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の４５を乗じて得た額の総額	⑵　前項の職員のうち再任用職員　当該再任用職員の勤勉手当基礎額に１００分の４５を乗じて得た額の総額
３から５まで　（略）	３から５まで　（略）
（災害派遣手当等）	（災害派遣手当等）
第１７条の５　災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）は、それぞれ災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第３２条第１項、大規模災害からの復興に関する法律（平成２５年法律第５５号）第５６条第１項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第１５４条又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）第４４条に規定する職員（以下「派遣職員」という。）が、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に、当該職員に対して	第１７条の５　災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）は、それぞれ災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第３２条第１項、大規模災害からの復興に関する法律（平成２５年法律第５５号）第５６条第１項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第１５４条又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）第４４条に規定する職員（以下「派遣職員」という。）が、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支

新（改正案）	旧（現行）
支給する。 ２及び３　（略） （勤務１時間当たりの給与額の算出） 第１８条　勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから毎年４月１日から翌年の３月３１日までの間における勤務時間条例第１０条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に１００分の７７５（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、１００分の７７５に算出率を乗じて得た数）を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第２０条　第１０条、第１１条、第１１条の３及び第１１条の５の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 附　則 １から４まで　（略） ５　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日（附則第７項において「特定日」という。）以後、	給する。 ２及び３　（略） （勤務１時間当たりの給与額の算出） 第１８条　勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから毎年４月１日から翌年の３月３１日までの間における勤務時間条例第１０条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に１００分の７７５（再任用短時間勤務職員にあっては、１００分の７７５に算出率を乗じて得た時間）を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。 （再任用職員についての適用除外） 第２０条　第１０条、第１１条、第１１条の３及び第１１条の５の規定は、再任用職員には適用しない。 附　則 １から４まで　（略）

新（改正案）	旧（現行）
当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。 ６　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。 ⑴　臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員 ⑵　田川市職員の定年等に関する条例（以下この項及び次項において「定年条例」という。）第９条第１項又は第２項の規定により同条第１項に規定する異動期間（同項又は同条第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第６条に規定する管理監督職を占める職員 ⑶　定年条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務している職員（定年条例第２条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。） ７　定年条例第８条に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第９項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用	

新（改正案）	旧（現行）
を受ける職員のうち、特定日に附則第５項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第５項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。 ８　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。 ９　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第５項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第７項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡	

新（改正案）	旧（現行）
上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 １０　附則第７項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第５項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 １１　附則第７項又は前２項の規定による給料を支給される職員に対する第５条の３の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第７項、附則第９項又は附則第１０項の規定による給料の額との合計額」とする。 １２　附則第５項から前項までに定めるもののほか、附則第５項の規定による給料月額、附則第７項の規定による給料その他附則第５項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 別表第１（第３条関係） 行政職給料表	別表第１（第３条関係） 行政職給料表

新（改正案）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	（略）							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800

別表第２（第３条関係）

職務の級	標準職務
１級	主事又は技師の職務 主事補又は技師補の職務
２級	知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
３級	主任の職務
４級	係長の職務
５級	課長補佐の職務
６級	課長の職務

旧（現行）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	（略）							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第２（第３条関係）

職務の級	標準職務
１級	主事又は技師の職務 主事補又は技師補の職務
２級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
３級	主任の職務
４級	係長の職務
５級	課長補佐の職務
６級	課長の職務

新（改正案）		旧（現行）	
７級	部長の職務	７級	部長の職務

○田川市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和２６年条例第６７号）新旧対照表（第３条関係）

新（改正案）	旧（現行）
（減給の効果） 第３条　減給は、１日以上１年以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については、報酬の額（田川市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年条例第１７号）第８条に規定する額を除く。））の３分の１以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の３分の１に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。	（減給の効果） 第３条　減給は、１日以上１年以下の期間、給料月額（法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については、報酬の額（田川市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年条例第１７号）第８条に規定する額を除く。））の３分の１以下を減ずるものとする。

○田川市職員の福利厚生制度に関する条例（昭和４４年条例第１１号）新旧対照表（第４条関係）

新（改正案）	旧（現行）
（適用範囲） 第２条　この条例において「職員」とは、田川市職員定数条例（昭和２４年条例第３４号）に規定する職員並びに法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員、田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年条例第２４号）第４条に規定する短時間勤務職員及び法第２２条の３第４項の規定により常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において臨時の職に関するときに臨時的に任用される職員をいう。	（適用範囲） 第２条　この条例において「職員」とは、田川市職員定数条例（昭和２４年条例第３４号）に規定する職員並びに法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員、田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年条例第２４号）第４条に規定する短時間勤務職員及び法第２２条の３第４項の規定により常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において臨時の職に関するときに臨時的に任用される職員をいう。

○田川市職員旅費支給条例（昭和４４年条例第１８号）新旧対照表（第５条関係）

新（改正案）	旧（現行）
（用語の意義） 第２条　（略） ⑴及び⑵　（略） ⑶　職員　市長、副市長、教育長、田川市職員定数条例（昭和２４年条例第３４号）第１条（第８号を除く。）に規定する職員並びに法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員、田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年条例第２４号）第４条に規定する短時間勤務職員及び法第２２条の３第４項の規定により常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において臨時の職に関するときに臨時的に任用される職員をいう。 ⑷から⑼まで　（略） ２及び３　（略）	（用語の意義） 第２条　（略） ⑴及び⑵　（略） ⑶　職員　市長、副市長、教育長、田川市職員定数条例（昭和２４年条例第３４号）第１条（同条第８号を除く。）に規定する職員並びに法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員、田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年条例第２４号）第４条に規定する短時間勤務職員及び法第２２条の３第４項の規定により常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において臨時の職に関するときに臨時的に任用される職員をいう。 ⑷から⑼まで　（略） ２及び３　（略）

○田川市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和５２年条例第１４号）新旧対照表（第６条関係）

新（改正案）	旧（現行）
（適用除外） 第６条　第３条に規定する給与のうち、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び退職手当は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項若しくは第２項の規定により採用された職員については、支給しない。 ２　（略）	（適用除外） 第６条　第３条に規定する給与のうち、扶養手当、住居手当及び退職手当は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員については、支給しない。 ２　（略）

○田川市職員の退職手当に関する条例（昭和５８年条例第１４号）新旧対照表（第７条関係）

新（改正案）	旧（現行）
（趣旨） 第１条　この条例は、職員（田川市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和５２年条例第１４号）第２条に規定する職員及び田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２２年条例第２３号）第２条第１項に規定する職員を除く。）の退職手当に関する事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、職員が退職し、又は死亡した場合の退職手当に関する事項を定めるものとする。
（退職手当の支給） 第２条　この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。	（定義及び適用範囲） 第２条　この条例において「職員」とは、田川市職員定数条例（昭和２４年条例第３４号）に規定する職員（田川市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和５２年条例第１４号）及び田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２２年条例第２３号）の適用を受ける職員並びに地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を除く。）及び法第２２条の３第４項の規定により常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において臨時の職に関するときに臨時的に任用される職員をいう。

新（改正案）	旧（現行）
	２　（略）
２　職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が１８日以上ある月が引き続いて６月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第４条中１１年以上２５年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第５条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに２５年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については、この限りでない。	３　法第２２条の２第１項第２号の規定により採用された者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が１８日以上ある月が引き続いて６月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第４条中１１年以上２５年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第５条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに２５年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。
（１１年以上２５年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）	（１１年以上２５年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）
第４条　（略）	第４条　（略）
⑴　法第２８条の６第１項の規定により退職した者（法第２８条の７第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到	⑴　法第２８条の２第１項の規定により退職した者（法第２８条の３第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到

新（改正案）	旧（現行）
来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者	来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
⑵から⑷まで　（略）	⑵から⑷まで　（略）
２及び３　（略）	２及び３　（略）
（２５年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）	（２５年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）
第５条　次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。	第５条　次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。
⑴　２５年以上勤続し、法第２８条の６第１項の規定により退職した者（法第２８条の７第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者	⑴　２５年以上勤続し、法第２８条の２第１項の規定により退職した者（法第２８条の３第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
⑵から⑺まで　（略）	⑵から⑺まで　（略）
２　前項の規定は、２５年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。	２　前項の規定は、２５年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
３　（略）	３　（略）
（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）	（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

新（改正案）	旧（現行）
第５条の３　第４条第１項第３号及び第４号並びに第５条第１項（第１号及び第５号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から６月前までに退職した者であって、その勤続期間が２０年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から２０年を減じた年齢以上であるものに対する第４条第１項、第５条第１項及び前条第１項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 （略） （退職手当の調整額） 第６条の４　退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第５条の２第２項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第２７条及び第２８条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、法第２９条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第７条第４項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属	第５条の３　第４条第１項第３号及び第４号並びに第５条第１項（第１号及び第５号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から６月前までに退職した者であって、その勤続期間が２０年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から１５年を減じた年齢以上であるものに対する第４条第１項、第５条第１項及び前条第１項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 （略） （退職手当の調整額） 第６条の４　退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第５条の２第２項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第２７条及び第２８条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。）、法第２９条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に

新（改正案）	旧（現行）
していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第５項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第１順位から第６０順位までの調整月額（当該各月の月数が６０月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。	掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第１順位から第６０順位までの調整月額（当該各月の月数が６０月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。
⑴から⑹まで　（略）	⑴から⑹まで　（略）
２から５まで　（略）	２から５まで　（略）
（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）	（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）
第８条の２　任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。	第８条の２　任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。
⑴　職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から２０年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集	⑴　職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から１５年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
⑵　（略）	⑵　（略）
２から１７まで　（略）	２から１７まで　（略）
（失業者の退職手当）	（失業者の退職手当）
第１０条　（略）	第１０条　（略）
２及び３　（略）	２及び３　（略）
４　第１項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該	４　第１項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当

新（改正案）	旧（現行）
退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第１項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（１年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第４項において読み替えられた第１項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が３０日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が４年から第１項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第１項及び本項の規定による期間に算入しない。	該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第１項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（１年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第４項において読み替えられた第１項に規定する支給期間」とする。
５から１０まで　（略）	５から１０まで　（略）
１１　（略）	１１　（略）

新（改正案）	旧（現行）
⑴から⑷まで　（略）	⑴から⑷まで　（略）
⑸　公共職業安定所、職業安定法第４条第９項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第１８条の２に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第５８条第１項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者　同条第２項に規定する移転費の額に相当する金額	⑸　公共職業安定所、職業安定法第４条第８項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第１８条の２に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第５８条第１項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者　同条第２項に規定する移転費の額に相当する金額
⑹　（略）	⑹　（略）
１２から１７まで　（略）	１２から１７まで　（略）
（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）	（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）
第１４条　（略）	第１４条　（略）
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第２９条第３項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。	⑵　当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第２９条第３項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
⑶　当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員	⑶　当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続い

新（改正案）	旧（現行）
としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。	た在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
２から６まで　（略）	２から６まで　（略）
（退職をした者の退職手当の返納）	（退職をした者の退職手当の返納）
第１５条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第１２条第１項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第１０条第３項、第６項又は第８項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第１７条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合<u>には</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第１７条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。	第１５条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第１２条第１項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第１０条第３項、第６項又は第８項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第１７条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合<u>にあっては</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第１７条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたとき。	⑵　当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたとき。

新（改正案）	旧（現行）
⑶　当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。	⑶　当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
２から６まで　（略）	２から６まで　（略）
（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）	（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）
第１７条　退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から６月以内に第１５条第１項又は前条第１項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第５項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第６項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から６月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関	第１７条　退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から６月以内に第１５条第１項又は前条第１項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第５項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から６月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が

新（改正案）	旧（現行）
は、当該通知が当該相続人に到達した日から６月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	当該相続人に到達した日から６月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
２　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に第１５条第５項又は前条第３項において準用する田川市行政手続条例第１５条第１項の規定による通知を受けた場合において、第１５条第１項又は前条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第５項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行う	２　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に第１５条第５項又は前条第３項において準用する田川市行政手続条例第１５条第１項の規定による通知を受けた場合において、第１５条第１項又は前条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第５項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分

新（改正案）	旧（現行）
ことができる。	を行うことができる。
３　退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第５項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第１３条第１項第１号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第１５条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	３　退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第５項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第１３条第１項第１号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第１５条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
４　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第１５条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係	４　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第１５条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係

新（改正案）	旧（現行）
る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
５　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第１５条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	５　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第１５条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
６から８まで　（略）	６から８まで　（略）
附　則	附　則

新（改正案）	旧（現行）
（施行期日） １　（略） ２　当分の間、３５年以下の期間を勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第３条から第５条の３まで及び附則第９項から第１７項までの規定により計算した額にそれぞれ１００分の８３．７を乗じて得た額とする。この場合において、第６条の５第１項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第２項」とする ３　当分の間、３６年以上４２年以下の期間勤続して退職した者で第３条第１項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第５条の２及び附則第１２項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 ４　当分の間、３５年を超える期間勤続して退職した者で第５条又は附則第１０項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続年間を３５年として附則第２項の規定の例により計算して得られる額とする。 ５から７まで　（略）	（施行期日） １　（略） ２　施行日の前日までの退職による退職手当については、なお従前の例による。 ３　当分の間、３５年以下の期間を勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第３条から第５条の３までの規定により計算した額にそれぞれ１００分の８３．７を乗じて得た額とする。この場合において、第６条の５第１項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第３項」とする。 ４　当分の間、３６年以上４２年以下の期間勤続して退職した者で第３条第１項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、同項又は第５条の２の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 ５　施行日以後に第５条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が３５年を超える者に対する退職手当の基本額は、第５条から第５条の３までの規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続年間を３５年として附則第３項の規定の例により計算して得られる額とする。 ６から８まで　（略）

新（改正案）	旧（現行）
	９から１４まで　（略）
８　令和７年３月３１日以前に退職した職員に対する第１０条第１０項の規定の適用については、同項中「第２８条まで」とあるのは「第２８条まで及び附則第５条」と、同項第２号中「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「 イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ　特定退職者であって、雇用保険法附則第５条第１項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第２４条の２第１項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４	１５　令和４年３月３１日以前に退職した職員に対する第１０条第１０項の規定の適用については、同項中「第２８条まで」とあるのは「第２８条まで及び附則第５条」と、同項第２号中「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「 イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ　特定退職者であって、雇用保険法附則第５条第１項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第２４条の２第１項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４

新（改正案）	旧（現行）
条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 」とする。 ９　当分の間、第４条第１項の規定は、１１年以上２５年未満の期間勤続した者であって、６０歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第３条の規定の適用については、同条第１項中「又は第５条」とあるのは、「、第５条又は附則第９項」とする。 １０　当分の間、第５条第１項の規定は、２５年以上の期間勤続した者であって、６０歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第１項又は第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第３条の規定の適用については、同条第１項中「又は第５条」とあるのは、「、第５条又は附則第１０項」とする。 １１　前２項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。	条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 」とする。

新（改正案）	旧（現行）
⑴　田川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年条例第●号）による改正前の田川市職員の定年等に関する条例（昭和５８年条例第１３号。以下「令和５年旧職員定年条例」という。）第３条ただし書に規定する職員に相当する職員 ⑵　給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員 １２　田川市職員の給与に関する条例附則第５項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。 １３　当分の間、第４条第１項第４号並びに第５条第１項第３号、第６号及び第７号に掲げる者に対する第５条の３及び第６条の３の規定の適用については、第５条の３本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第１１項各号に掲げる職員以外の者にあっては６０歳とし、附則第１１項第１号に掲げる職員にあっては６５歳とし、附則第１１項第２号に掲げる職員にあっては規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第５条の３の表第４条第１項及び第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第６条の３の表第６条の項、第６条の２第１号の項及び第６条の２第２号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき」とあるのは「その者に係る	

新（改正案）	旧（現行）
定年（附則第１１項各号に掲げる職員以外の者にあっては６０歳とし、附則第１１項第１号に掲げる職員にあっては６５歳とし、附則第１８項第２号に掲げる職員にあっては規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき」とする。 １４　当分の間、第４条第１項第４号並びに第５条第１項第３号、第６号及び第７号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超えるものに限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第５条の３及び第６条の３の規定の適用については、第５条の３本文中「６月」とあるのは「零月」と、同条の表第４条第１項及び第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第６条の３の表第６条の項、第６条の２第１号の項及び第６条の２第２号の項中「１００分の３（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が１年である職員にあっては、１００分の２）」とあるのは「１００分の３」とする。 附則第１１項各号に掲げる職員以外の者　｜　６０歳	

新（改正案）	旧（現行）
附則第１１項第１号に掲げる職員　６５歳 附則第１１項第２号に掲げる職員　規則で定める年齢 １５　当分の間、第４条第１項第４号及び第５条第１項（第１号及び第５号を除く。）に規定する者に対する第５条の３の規定の適用及び第８条の２の規定の適用については、第５条の３本文及び第８条の２第１項第１号中「２０年を」とあるのは「１５年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第５条の３本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第８条の２第１項第１号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 １６　当分の間、第５条第１項第２号及び第４号に掲げる者であって附則第１４項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第５条の３及び第６条の３の規定の適用については、第５条の３の表第４条第１項及び第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第６条の３の表第６条の項、第６条の２第１号の項及び第６条の２第２号の項中「１００分の３（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に	

新（改正案）	旧（現行）
相当する年数が１年である職員にあっては、１００分の２）」とあるのは、「附則第１４項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に１００分の３を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。 １７　当分の間、第５条第１項第２号及び第４号に掲げる者であって附則第１４項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第５条の３及び第６条の３の規定の適用については、第５条の３の表第４条第１項及び第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第６条の３の表第６条の項、第６条の２第１号の項及び第６条の２第２号の項中「１００分の３（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が１年である職員にあっては、１００分の２）」とあるのは、「１００分の２を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。	

○田川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成１６年条例第２号）新旧対照表（第８条関係）

新（改正案）	旧（現行）
１及び２　（略） ３　当分の間、４２年を超える期間勤続して退職した者で改正後の条例第３条第１項の規定に該当する退職したものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第５条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を３５年として同条例附則第２項の規定の例により計算して得られる額とする。 ４から６まで　（略）	１及び２　（略） ３　当分の間、４２年を超える期間勤続して退職した者で改正後の条例第３条第１項の規定に該当する退職したものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第５条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を３５年として同条例附則第３項の規定の例により計算して得られる額とする。 ４から６まで　（略）

○田川市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第４号）新旧対照表（第９条関係）

新（改正案）	旧（現行）
（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴　（略） ⑵　田川市職員の定年等に関する条例第４条第１項又は第２項の規定により引き続いて勤務している職員 ⑶　田川市職員の定年等に関する条例第９条第１項から第４項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員 ⑷及び⑸　（略） （育児短時間勤務をすることができない職員） 第１０条　育児休業法第１０条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴　育児休業法第６条第１項の規定により任期を定めて採用された職員 ⑵　田川市職員の定年等に関する条例第４条第１項又は第２項の規定により引き続いて勤務している職員	（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴　（略） ⑵及び⑶　（略） （育児短時間勤務をすることができない職員） 第１０条　育児休業法第１０条第１項の条例で定める職員は、育児休業法第６条第１項の規定により任期を定めて採用された職員とする。

新（改正案）	旧（現行）
⑶　職員の定年等に関する条例第９条第１項から第４項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員	
（部分休業をすることができない職員） 第１９条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	（部分休業をすることができない職員） 第１９条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員とする。
⑴　育児短時間勤務又は育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員 ⑵　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）	
（部分休業の承認） 第２０条　部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、田川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第３条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終	（部分休業の承認） 第２０条　部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、３０分を単位として行うものとする。

新（改正案）	旧（現行）
わりにおいて、３０分を単位として行うものとする。 ２　（略）	２　（略）

○田川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号）新旧対照表（第１０条関係）

新（改正案）	旧（現行）
（１週間の勤務時間） 第３条　（略） ２　（略） ３　地方公務員法第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項若しくは第２項の規定により採用された職員で同法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第１項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり１５時間３０分から３１時間までの範囲内において、任命権者が定める。 ４及び５　（略） （週休日及び勤務時間の割振り） 第４条　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日まで	（１週間の勤務時間） 第３条　（略） ２　（略） ３　地方公務員法第２８条の４第１項若しくは第２８条の５第１項又は同法第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員で同法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第１項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり１５時間３０分から３１時間までの範囲内において、任命権者が定める。 ４及び５　（略） （週休日及び勤務時間の割振り） 第４条　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日

新（改正案）	旧（現行）
の５日間において週休日を設けることができる。	間において週休日を設けることができる。
２　任命権者は、月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき７時間４５分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、１週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い１日につき７時間４５分を超えない範囲で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、１週間ごとの期間について、１日につき７時間４５分を超えない範囲内において、勤務時間を割り振るものとする。	２　任命権者は、月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき７時間４５分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、１週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い１日につき７時間４５分を超えない範囲で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、１週間ごとの期間について、１日につき７時間４５分を超えない範囲内において、勤務時間を割り振るものとする。
第５条　（略）	第５条　（略）
２　任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、４週間ごとの期間につき８日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては８日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては８日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性その他の事由（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、４週間ごとの期間につき８日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、８日以上）の週休	２　任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、４週間ごとの期間につき８日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては８日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては８日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性その他の事由（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、４週間ごとの期間につき８日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、８日以上）の週休日を設けるこ

新（改正案）	旧（現行）
日を設けることが困難である職員については、規則の定めるところにより、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。 （年次有給休暇） 第１３条　年次有給休暇は、１年について、１月１日に在職する職員に対しては２０日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して２０日を超えない範囲内で規則で定める日数）を、１月２日以後新たに採用された職員に対しては、その年の在職期間を考慮して２０日を超えない範囲内で規則で定める日数を与える。 ２及び３　（略）	とが困難である職員については、規則の定めるところにより、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。 （年次有給休暇） 第１３条　年次有給休暇は、１年について、１月１日に在職する職員に対しては２０日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して２０日を超えない範囲内で規則で定める日数）を、１月２日以後新たに採用された職員に対しては、その年の在職期間を考慮して２０日を超えない範囲内で規則で定める日数を与える。 ２及び３　（略）

○田川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１８年条例第１０号）新旧対照表（第１１条関係）

新（改正案）	旧（現行）
（報告事項） 第３条　前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 ⑴から⑾まで　（略）	（報告事項） 第３条　前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 ⑴から⑾まで　（略）

○田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年条例第２４号）新旧対照表（第１２条関係）

新（改正案）	旧（現行）
（給与条例の適用に関する読替え） 第９条　（略） ２　任期付短時間勤務職員に対する給与条例第１１条の４第２項及び第１３条第２項の規定の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。	（給与条例の適用に関する読替え） 第９条　（略） ２　任期付短時間勤務職員に対する給与条例第１１条の４第２項及び第１３条第２項の規定の適用については、これらの規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

○田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２２年条例第２３号）新旧対照表（第１３条関係）

新（改正案）	旧（現行）
（給与の種類） 第２条　企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項若しくは第２項の規定により採用された職員で同法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 ２及び３　（略） （給料の特別調整額） 第４条　管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規程で定める職にある職員に対して給料の特別調整額を支給する。 ２　（略） （適用除外） 第２０条　第５条、第７条、第８条の２及び第１６条の規定は、地方公務員法第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項若しくは第２項の規定により採用された職員には適用しない。 ２　（略）	（給与の種類） 第２条　企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 ２及び３　（略） （給料の特別調整額） 第４条　管理又は監督の地位にある職員のうち、規程で定める職員に対して給料の特別調整額を支給する。 ２　（略） （適用除外） 第２０条　第５条、第７条、第８条の２及び第１６条の規定は、地方公務員法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員には適用しない。 ２　（略）